

川俣町では、空き家を賃借して福島県外から 移住・二地域居住する際の改修費用や片付け費用を 最大 **250** 万円補助します。

対象経費

「川俣町空き家等バンク」に登録されている空き家を賃借し、業者に請け負わせて改修(増改築除く)する費用と、業者に請け負わせて片付け(残置物の撤去、運搬、処分及び居室の清掃等)する費用。

移住等に関する主な要件

- ① 川俣町に住民票を移す、または二地域居住を開始する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。
- ② 転入または二地域居住の開始後に申請する場合、転入または二地域居住を開始後1年以内であること。
- ③ 自らの意思で、福島県外から川俣町に移住または二地域居住し、改修等した空き家に2年以上継続して居住し、就業又は起業することを確約すること。
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

改修・片付けの主な要件

- ① 改修業者は、次のどちらも満たしていること。
 - ・ 工事内容に応じた建設業許可を取得していること。
 - ・ 川俣町に営業所があること。
- ② 原則として、交付申請年度の2月15日までに竣工・完了するものであること。
- ③ 改修等する空き家が建築基準法等の関係法令に違反していないこと。

交付の流れ

- ・ 改修・片付けの契約・着手・着工前に交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。
- ・ 改修等が完了し、改修・片付けした空き家へ入居後、実績報告を受け付けます。
- ・ 審査の結果、要件に該当する場合は支援金を交付します(最大250万円)。

主な対象外経費

- ・ 空き家の改修に直接関係のない外構工事等、空き家へのアプローチ部及び周辺部以外の庭木の剪定・除草等に要する経費。
- ・ 空き家取得後に新たに持ち込まれた物品の処分
- ・ 家電リサイクル対象品(エアコン・テレビ・冷蔵庫等)の処分

就業等の主な要件

以下の①または②のいずれかに該当する方。

① 就業に関する要件(就業の場合)

次の(ア)及び(イ)に、交付申請年度の2月28日までに該当することを確約すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、または、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。

(イ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

② 起業に関する要件(起業の場合)

福島県12市町村起業支援金の交付決定を受けていること。

交付額

- ・ 30万円を超える経費について、250万円を限度に交付します。
 - ・ ただし、片付け費用のみを対象とする場合は、5万円を超える経費について、50万円を限度に交付します。
- ※ 30万円や5万円は自己負担になります。

お問合せ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「暮らし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)

川俣町移住・定住相談支援センター 電話：050-3117-2275(8:30~17:15 土日祝日定休)

メール：iju@kawamata-gurashi.jp

